令和8年度　福井県観光連盟・福井県・各市町　助成制度　　**※学生合宿への助成はこちら ➡**　学生の方｜特集｜【公式】福井県 観光/旅行サイト ｜ ふくいドットコム (fuku-e.com)　　（令和８年８月３日更新）

団体名	問合せ先	事業名または制度名称		助成金額	主な条件	教育旅行者への適用	訪日外国人への適用	自市町の他助成との併用	他市町の助成との併用	WEBページ(リンク先URL)
（公社）福井県観光連盟	（公社）福井県観光連盟 TEL:0776-23-3677	教育旅行関係	教育旅行視察・研修助成事業	1人あたり25，000円を上限とする ※福井県での視察・研修に要する費用の2分の1以内の額 1回10人上限	以下のどちらかに該当すること。 ・旅行会社、学校関係者（同行を含む）が本県への新たな教育旅行のルートを検討・造成するために行う視察で、県内の宿泊施設に1泊以上し、「学び旅」掲載の観光素材または体験を1つ以上旅程に含める。福井県への往復の交通機関は公共交通機関を利用（社用車は対象外）。 ・各旅行会社ごとに実施する北陸・福井への研修旅行で、県内の宿泊施設に1泊以上し、「学び旅」掲載の観光素材または体験を2つ以上旅程に含める。福井県への往復の交通機関は公共交通機関を利用（社用車は対象外）。	○	×	×	○	https://www.fuku-e.com/business/educational/subsidy/index.html
			修学旅行における体験料助成事業	学校：生徒1人につき、1泊あたり1，000円上限 旅行会社：学校の半額	（1）県内の宿泊施設に1泊以上すること （2）教育旅行ガイドブック「学び旅」に掲載されている体験または公益社団法人福井県観光連盟が認める体験を実施すること。 （3）学校行事として行う「修学旅行」であること。	○	×	×	×	
		コンベンション関係	コンベンション視察受入助成事業	1団体あたり最大100，000円 1人あたり最大50，000円（2人まで）とし、開催するコンベンション1件あたり1度のみ対象	（1）福井への往復の交通手段については、原則として公共交通機関を利用すること。 （2）公益社団法人福井県観光連盟の他の助成制度を利用したものでないこと。 （3）3月20日までに視察を実施すること。 ※福井県での開催が未決定の場合のみ	×	○	×	×	https://www.fuku-e.com/business/convention/shitami/shisatsu/josei
			コンベンション開催助成金事業	最大1,380万円	≪令和8年度開催分≫ 受付期間：特別な事情があると認められる場合　開催3か月前までを目安に申請可能 ≪令和9年度開催分≫ 受付期間：原則　令和8年8月末日まで ※助成制度の内容は、WEBページをご覧ください。	×	○	×	×	https://www.fuku-e.com/business/convention/support/index.html
			広域エクスカーション助成事業	広域エクスカーションとは、福井県以外で開催されるコンベンションの前後に福井県内で貸切バスを利用し、エクスカーションを実施する際に費用を一部助成するもの。 最大100，000円（バス1台分実質無料）	（1）コンベンション主催者が実施する25名以上のエクスカーションであること。 （2）貸切バスを利用し福井県内の観光地または観光施設を2か所以上訪問すること。（うち1か所は入館料等の有料施設であること） （3）対象期間は4月1日から3月20日まで	×	○ ※国際コンベンション参加者に限る	×	×	https://www.fuku-e.com/business/convention/kouiki/excursion/josei
		持続可能な「稼ぐ観光バスツアー」支援事業		【令和8年4月1日～11月30日、令和9年3月1日～3月12日の間に出発する旅行商品】 バス1台あたり25,000円×県内宿泊数 【令和8年12月1日～令和9年2月28日の間に出発する旅行商品】 バス1台あたり30,000円×県内宿泊数 1社あたり10台運行分または20泊分のいずれか先に到達する方が上限 【テーマ性があり、所定の条件を満たす旅行商品】 ※特別加算 バス1台あたり10,000円×県内宿泊数	【通常】 （1）福井県外在住者が貸切バスを利用して県内を観光する10人以上の旅行（令和9年3月12日までに出発） （2）福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること （3）福井県内の観光地を、県内宿泊数に2を乗じた箇所以上訪問すること。 （4）福井県内の食事施設または土産物施設を、県内宿泊数に1を乗じた箇所以上訪問し、かつ、1箇所につき参加者1人あたり1，500円（税込）以上の消費を行うこと。 【特別加算】 （1）ツアーに福井県の観光資源に関連したテーマが設定されていること （2）テーマに沿った観光地を県内で3か所以上かつ、宿泊場所を除いた行程に6割以上入れること （3）一人当たりの宿泊消費単価が27，000円/泊を超えること	×	×	×	×	https://www.fuku-e.com/business-kokunai

福井県	株式会社Luc JAPAN Email： fukui-1@luc-ad.com	＜インバウンド＞ 近隣空港を利用した福井県宿泊商品造成促進制度	送客人数1名1泊につき 金 5,000 円を乗じた金額 （支払いに要する送金手数料は申出者負担）	対象期間：2026年4月1日～2027年2月28日（出発日）、3月8日（出国日） 対象地域：中国の5地域（上海市、広東省、浙江省、北京市、大連市）、韓国、台湾、香港 （1）対象地域の空港を発着空港として利用する訪日旅行ツアーであること。 （2）小松空港または富山空港、中部国際空港を日本到着または日本出発に利用する訪日旅行ツアーであること。 （3）福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊 （4）福井県内の観光地・観光施設を1か所以上訪問 （5）以下の①、②のいずれかに該当 ①訪日外国人8人以上の団体ツアー ②個人旅行ツアー（ただし月累計8名以上を送客） （6）福井県または公益社団法人福井県観光連盟から送客助成等を受けていない訪日旅行ツアーであること。 （7）日本の居住者を対象としたツアーでないこと。	○	○	×	○	https://www.fuku-e.com/business-kaigai#5953
	株式会社HYT Email： fukui8bus@hyt-co.jp	＜インバウンド＞ 外国人観光客誘致拡大事業（バス助成）	【2026年4月1日～2026年11月30日の間に出発する旅行商品、2027年2月15日以降に出発～2027年3月8日までに出国する旅行商品】 バス1台あたり25,000円／泊 【2026年12月1日～2027年2月14日の間に出発する旅行商品】 バス1台あたり30,000円／泊 （支払いに要する送金手数料は申請者負担）	（1）訪日外国人旅行客（日本国以外の旅券を有し、「短期滞在」に該当する在留資格を有する者）を対象としたものであること。 （2）1回あたり、訪日外国人旅行客8人以上が参加する団体ツアーであること。なお、「8人」には日本国外の旅行会社が添乗させる外国人添乗員を含み、日本人添乗員および通訳案内士並びにバスのドライバーは含まない。日本国外の旅行会社が添乗させる外国人添乗員が2名以上いる場合は、1名だけを対象とする。 （3）福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。 （4）福井県内の観光地または観光施設（物販施設・飲食施設等）を1か所以上訪問すること。 （5）貸切バスを利用し、福井県内の観光地等を訪問すること。なお、貸切バスの事業者は、福井県外の事業者であってもよい。 （6）福井県または公益社団法人福井県観光連盟から送客助成等を受けていない訪日旅行ツアーであること。	○	○	×	○	https://www.fuku-e.com/business-kaigai#1631
	株式会社HYT Email： fukui8ss@hyt-co.jp	＜インバウンド＞ 旅行商品開発サポート事業（国外）助成金	福井県内での視察に要する費用の2分の1以内の額（1，000円未満切り捨て、1人あたり100，000円上限） 申請者1社につき年間600，000円上限 （支払いに要する送金手数料は申請者負担）	日本国外の旅行会社の担当者等による福井県を目的地とする外国人観光客向けの旅行商品の造成または新規性のあるコースや素材の調査を目的とした視察について補助します。 助成の対象となる経費は、福井県内の視察に必要な経費のみとし、航空券代、県内を移動する交通費（鉄道・バス運賃、レンタカー代（燃料費含む）、タクシー代、高速道路代、駐車場代）、県内での宿泊費、入場・拝観料等および通訳案内士を含む観光ガイド料の実費相当とします。 対象期間：2026年4月1日～2027年2月13日入国 、2月20日出国 福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。 福井県内の観光地または観光施設（物販施設・飲食施設等）を3箇所以上視察すること。 視察を行った施設および観光素材等の魅力向上に向けた提案をすること。 視察に関する他の助成制度を利用したものでないこと。 福井県または公益社団法人福井県観光連盟から送客助成等を受けていない視察であること。	×	日本国外旅行会社申請可	×	×	https://www.fuku-e.com/business-kaigai#3125
福井市	福井市観光振興課 TEL：0776-20-5346	福井市教育旅行促進補助金	1人1回あたり10，000円 1校1学年につき400，000円上限 ※旅行業者への助成 ※助成金の振込口座は日本国内のものに限る	（1）学校が行う教育旅行であること。 （2）福井市を含む指定エリア（※）の観光地または施設を3箇所以上、うち1箇所は福井市の観光地または施設を訪問すること。 （3）福井市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。 （4）他の補助金や助成金を受けている旅行でないこと。ただし、福井県および福井市を除くふくい嶺北連携中枢都市圏市町（※）で定める教育旅行促進を目的とした補助制度を除く。 ※ふくい嶺北連携中枢都市圏市町（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）	○	○	×	○ 条件あり 左記参照	https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/hojyo/kankou/kyouikuryokou.html
大野市	大野市 観光交流課 観光企画グループ TEL：0779-64-4082	大野市滞在型企画旅行助成金	貸切バス1台につき、条件に該当する数に10，000円を乗じた額 越美北線を利用した旅行企画の場合は、15，000円 1年度に受ける助成金の上限度額は、200，000円	（1）飲食を一人当たり1，000円以上 （2）体験活動を一人当たり1，000円以上 （3）市内で宿泊 （1）～（3）のいずれかを含む、かつ国内であれば15人以上、国外であれば10人以上で催行する企画旅行 ※JRを利用すると貸し切りバス1台10，000円→15，000円となる ※一緒に利用できる「ぶらり城下町散策事業」があります。 対象：団体ツアー 条件：①大野市への企画旅行を主催した国内旅行事業者 ②参加人数が国内15名以上・海外10名以上であること ③まちなかエリアでの散策行程（30分以上）が含まれていること（※越前大野城は除く） 特典：まちなかのお店で使える「街ぶらチケット200円」を1人1枚プレゼント （希望があれば、観光パンフレットやガイドマップも送付可能）	×	○	×	○	https://www.city.ono.fukui.jp/kanko/jigyosha/hojokin/taizaigataryokou2024.html

鯖江市	鯖江市交通・にぎわい創出課 TEL：0778-53-2230	さばえ定額周遊タクシー	市が指定した乗降可能場所（観光施設等）間を1区間500円or1，000円で移動可能なタクシー利用促進券を販売。	・当該企画の乗降可能場所は、市が指定した対象施設のみ。 ・当該企画が利用できるタクシー会社は、市が指定した対象会社のみ。 ・利用可能時間8：00～18：00	○	○	○	○	https://www.city.sabae.fukui.jp/kanko_sangyo/kanko_joho/taxi.html
越前市	（一社）越前市観光協会・事務局	越前市観光タクシー	指定した市内の乗降場所間を片道1，000円でタクシー移動できる観光タクシー券を販売	アンケートに回答いただいた訪日外国人含む「県外在住旅行者」がタクシー券（1,000円）を購入することで市内の乗降可能場所間（片道）をタクシーで移動可能。 利用可能期間：令和8年4月24日～令和9年3月28日　※予算総額に達し次第終了 利用有効期限：購入日を含む3日以内 ※令和9年3月28日は当日のみ有効 利用可能時間：御膳8時から午後9時 販売所：越前たけふ観光案内所、観光・匠の技案内所	○	○	○	○	https://www.echizen-tourism.jp/news/detail/133
南越前町	（一社）南越前町観光連盟 TEL：0778-47-3414	団体観光客等誘客等促進事業補助金	バス1台あたりの旅行客が10名以上20名未満の場合は1台あたり10，000円、20名以上の場合は1台あたり20，000円訪日外国人旅行客はバス1台あたり10名以上とし、条件（要綱記載）を1つ満たすごとに、バス1台につき10，000円（最高20，000円） 【個人旅行】 レンタカー1台あたり、2人以上の利用で、1台あたり2，000円	南越前町外の地域を発着とし、要綱で指定する町内観光施設を2施設以上利用すること ※教育旅行及び個人旅行は一部、要件緩和	○	○	×	○	https://www.town.minamiechizen.lg.jp/kurasi/104/131/p002315.html
		みなこい定額タクシー	町が指定した乗降可能スポット(観光施設や食事施設)間を、町内間の場合は片道500円、町内と越前たけふ間の場合は片道1，000円で移動可能な©定額タクシー券を販売	・当該企画の乗降可能場所は、町が指定した対象施設のみ。 ・当該企画が利用できるタクシー会社は、町が指定した対象事業所のみ ・利用可能時間8：00～19：00 ・タクシー券の有効期限は購入日とその翌日のみ。	×	○	×	○	https://www.town.minamiechizen.lg.jp/kurasi/104/131/p010540.html
高浜町	（一社）若狭高浜観光協会 TEL：0770-72-0338	高浜町観光バスツアー助成金	①高浜町内で体験（1，000円（税込）以上／人）　500円／人 ②高浜町内で食事（1，500円（税込）以上／人）　500円／人 ③高浜町内で宿泊（素泊り or 朝食付き）500円／人 ④高浜町内で宿泊（夕食付 or 1泊2食付）1，000円／人	（1）助成対象者は、旅行会社（旅行業法及び旅行業法施行規則により旅行業の登録を受けているもの）とする （2）添乗員、乗務員等を除くツアーの参加者数が10人以上であること （3）ツアー行程の中で、バスツアー助成対象施設にて、体験・食事・宿泊のいずれか2つ以上を利用する行程であること。 ※バスツアー助成対象施設は若狭高浜観光協会WEBサイト『若狭高浜たびなび』に記載の宿泊施設、飲食店、体験事業者とする 若狭高浜観光情報サイト　若狭高浜たびなび：https://wakasa-takahama.jp/ （4）特定の政治又は宗教活動を目的としたツアーでないこと （5）自治体等が実施するツアーでないこと （6）学校法人が実施する教育旅行（校外学習や修学旅行等）でないこと。 （7）他の助成制度を利用した旅行ではないもの（県内市町実施分を含む）	×	○ （団体バス旅行の場合のみ）	×	×	https://wakasa-takahama.jp/bussubsidy/